枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業　性能を証明する書類

●各工事等の助成内容			
1　省エネルギー化工事		対象条件・必要な書類	
対象となる断熱性能	（1）開口部（窓・ドア等）の断熱改修工事	改修後の熱貫流率2.3W/（㎡・K）以下	建材メーカーが発行する性能証明書 工事写真（施工前・施工後）
	（2）壁、屋根又は天井、床の断熱改修工事	改修後の熱抵抗値 壁3.3（㎡・K/W） 屋根・天井5.7（㎡・K/W） 床3.3（㎡・K/W）	建材メーカーが発行する性能証明書 施工証明書（施工業者） 工事写真（施工前・施工中・施工後） 断熱厚さが分かる写真

2　省エネルギー設備機器の導入		対象条件・必要な書類	
対象となる設備機器	太陽光発電システム	蓄電池と接続し当該住宅で消費 10KW未満の設備 余剰型配線である 電力会社の電力系統に連携	建材メーカーが発行する機器仕様書、性能証明書等 工事写真（施工前・施工後）
	（2）高効率給湯器	対象条件・必要な書類	
	ア　電気ヒートポンプ給湯器	(ｱ)　JISC9220：2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上のもの。 (ｲ)　寒冷地仕様のもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工後）
	イ　潜熱回収型ガス給湯器	(ｱ)　給湯暖房器は、給湯部熱効率が94%以上のもの。給湯単能器、 ふろ 給湯器はモード熱効率が83.7%以上のもの (ｲ)　寒冷地仕様のもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工後）
	ウ　潜熱回収型石油給湯器	(ｱ)　油焚き温水ボイラーは、連続給湯効率が94%以上のもの。 石油給湯器の直圧はモード熱効率が1.3%以上のもの 石油給湯器の貯湯式は、74.6%以上のもの (ｲ)　寒冷地仕様のもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工後）

対象となる設備機器			
	エ　ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ・ｶﾞｽ瞬間式併用型給湯器	(ｱ)　熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上のもの (ｲ)　寒冷地仕様のもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工後）
	（３）家庭用燃料電池ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ	対象条件・必要な書類	
	家庭用燃料電池 ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ	燃料電池発電ユニットはエネルギー消費性能計算プログラム（公開：国立研　究開発法人建築研究所）において選択可能な機種であるもの（燃料電池発電ユニットの後付け可）ガスエンジン・コージェネレーションはガス発電ユニットJIS基準（JISB81　22:2019）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上のもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工後）
	（４）定置用蓄電池	対象条件・必要な書類	
	定置用蓄電池	次の各号のすべてに該当する蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発　電に併用できるものも含む）、配線、配電器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用を対象とし、既設機器の撤去にかかる費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。 (ｱ)　常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放 電できるリチウムイオン蓄電池を使用したもの (ｲ)　蓄電容量が17.76KWh 未満のもの (ｳ)　電力会社の電力系統に連携できるもの	建材メーカーが発行する機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工後）
	（５）HEMS機器	対象条件・必要な書類	
	HEMS機器	次の各号のすべてに該当するもの ｱ)　一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET　Lite」規格の認証登録番号を取得しているもの (ｲ)　1台で住宅の全エネルギーを計測できるよう設置するもの (ｳ)　計測されたデータの表示ができるもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工後）

対象となる設備機器	（6）電気自動車充給電設備	対象条件・必要な書類	
	電気自動車充給電設備	電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であるもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工後）
	（7）LED照明設備	対象条件・必要な書類	
	LED照明設備	既存照明設備を取り除き、新たなLED照明設備に交換するもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工中・施工後）
	（8）高断熱浴槽	対象条件・必要な書類	
	高断熱浴槽	既存浴槽を取り除き、新たな浴槽に交換するもので、JISA5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の断熱性能を有する製品へ交換するもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工中・施工後）
	（9）節水型トイレ	対象条件・必要な書類	
	節水型トイレ	既存便器を取り除き、新たな便器に交換するもので、JISA5207:2019に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の節水性能（使用水量6.5L以下）を有する製品へ交換するもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工中・施工後）
	（10）節湯水栓	対象条件・必要な書類	
	節湯水栓	既存水栓を取り除き、新たな便器に交換するもので、JISB2016:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の性能を有する製品へ交換するもの	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工中・施工後）
	（11）空気清浄機能・換気機能付きｴｱｺﾝ	対象条件・必要な書類	
	空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次の各号のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン (ｱ)　国、地方公共団体または独立行政法人（以下「国等」という）が 運営する試験機関等 (ｲ)　国等の認可等を受けた試験機関等 (ｳ)　法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等	機器仕様書、性能証明書、納品証明書、出荷証明書等 工事写真（施工前・施工中・施工後）

3　耐震診断の実施	対象条件・必要な書類	
耐震診断の実施	既存住宅に対して実施する耐震診断で、次の各項のすべてに該当するもの (ｱ)　地上3階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること (ｲ)　9月30日までに補助申請が可能であること	住宅の建築年月がわかるもの 実施状況写真 耐震診断報告書
4　耐震改修工事	対象条件・必要な書類	
耐震改修工事	既存住宅に対して実施する耐震改修工事で、次の各項のすべてに該当するもの (ｱ)　地上3階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること (ｲ)　耐震診断の結果により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある又は高いと判断された既存住宅の耐震改修のための工事で、その内容が耐震関係規定（建築物の耐震改修の促進に関する法律 （平成7年法律第123号）第17条に規定する耐震関係規定という。）又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しているもの (ｳ)　共同住宅（木造延べ床面積500㎡以内のものを除く。）に係る耐震改修工事にあっては、次の（a）及び（b）の要件又は（a）及び（c）の要件に該当するものとする。 a　原則として、専門的機能を有すると知事が認める機関（規則別表１－１）において耐震診断結果が確認されていること。 b　原則として、専門的機能を有すると知事が認める機関（規則別表１－１）において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。 c　建築物の耐震改修の促進に関する律第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定によるほか、これと同等に地震に対して安全な構造となることを確認できる方法による。 (Ⅰ)　9月30日までに交付申請が可能であること。	住宅の建築年月日がわかるもの 耐震診断報告書 補強後の想定耐震診断報告書 改修計画書 （共同住宅に限る）